HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	６ 韓国憲法裁判所の組織機構と憲法研究官の役割
Author(s)	國分, 典子
Description	憲法裁判における調査官の役割 (The Functions of Law Clerks in the Constitutional Litigation)
Citation	北大法学論集, 66(2), 107[272]-92[287]
Issue Date	2015-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59600
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no2_13.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

韓国憲法裁判所の組織機構と憲法研究官の役割

國分　典子

はじめに

韓国では、1987年の第九次憲法改正（一般に第六共和国憲法と呼ばれる）により憲法裁判所制度が導入され[1]、以来、同裁判所の積極的な活動が海外からも注目されてきた。韓国憲法裁判所の組織や活動については、すでに日本でも多くの紹介がなされている。しかし、日本の調査官に似た役割を果たす憲法研究官や憲法研究員の具体的な職務については、韓国内でもほとんど紹介されて来なかった。本稿では、憲法裁判所の組織機構について簡単に概観したあと、憲法研究官等の役割を紹介しつつ、研究官制度の特徴と今後の展望を述べることとしたい。

一、憲法裁判所の機能と組織

憲法裁判所は、韓国憲法上、①法院（＝通常裁判所）から移送（原語は「提請」）された法律の違憲性についての審判、②弾劾の審判、③民主的基本秩序に違背した政党の解散審判、④国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間および地方自治団体相互間の権限争議に関する審判、⑤憲法訴願に関する審判についての権限を有する（憲法第111条）。これらの審判は憲法裁判所の裁判官９名全員で構成される全員裁判部によって行われる（但し、憲法訴願の際の事前審査のみは、３人の裁判官によって構成される後述の指定裁判部で行われる）。

憲法裁判所の組織は、次頁の図のようになっている[2]。

【裁判官】

憲法裁判所長を含む９名の裁判官から成る。任期６年で再任できる。憲法訴願の事前審査を行う指定裁判部以外は全員で審理・決定を行う。憲法裁判所の裁判官資格については、憲法裁判所法第５条により、15年以上、以下の職にあった40歳以上の者の中から任命するものとされている（但し、以下の職のうち、

[1] 憲法裁判所法は、1988年8月5日に制定され、9月1日に施行された。

[2] 図および各部署の説明は、憲法裁判所のＨＰ掲載（http://www.ccourt.go.kr/cckhome/kor/ccourt/group/groupIntro.do）のものを元に作成した。

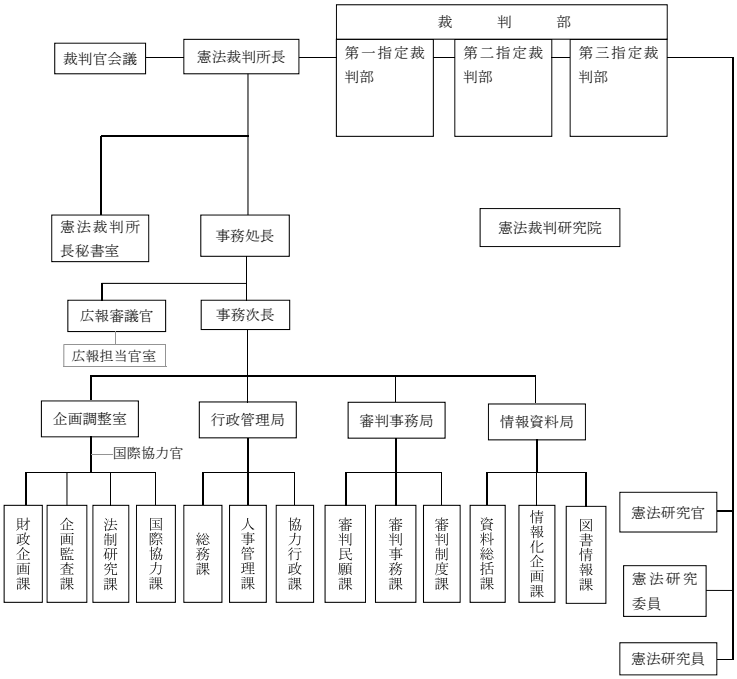


図１　憲法裁判所組織図（韓国憲法裁判所ＨＰより作成）

二つ以上の職にあった者の在職期間は、これを合算するものとされている）：

１．判事・検事・弁護士

２．弁護士の資格がある者であって、国家機関、国・公営企業体、「公共機関の運営に関する法律」第４条による公共機関またはその他の法人で法律に関する事務に従事した者

３．弁護士資格がある者であって公認された大学の法律学助教授以上の職にあった者

【憲法裁判所長】

国会の同意を得て、裁判官の中から大統領が任命し、任期は６年である。憲法裁判所を代表し、憲法裁判所の事務を総括して所属公務員を指揮監督する。

【裁判官会議】

裁判官全員で構成される。議長は、憲法裁判所長である。裁判官７名以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成により議決される。憲法裁判所規則の制定・

改正等に関する事項、予算要求・予備金支出および決算に関する事項、事務処長任免の建議（原語は「提請」）、憲法研究官および３級以上の公務員の任免に関する事項、特に重要と思われる事項のうち、憲法裁判所長が附議する事項等を議決する。裁判官会議は、裁判権を行使しない点で、全員裁判部と区別される。

【指定裁判部】

憲法裁判は裁判官全員を構成員とする全員裁判部で行われるが、憲法訴願の審判手続においては指定裁判部で事前審査を行う。指定裁判部は裁判官３名によって構成され、３つの指定裁判部がある。憲法裁判所法72条に基づき、「指定裁判部の構成および運営に関する規則」が定められている。各裁判部の構成員は裁判官会議を経て編成される。第一指定裁判部の裁判長は憲法裁判所長である。

【事務処長】

憲法裁判所長の指揮を受け、事務処の事務を管掌し、所属公務員を指揮・監督し、国会に出席して憲法裁判所の行政について発言する。

【事務次長】

事務処長を補佐し､事務処長が事故によってその職務を遂行し得ない場合に、その職務を代行する。

【企画調整室】

主要事業計画の樹立および予算編成、憲法裁判所発展方案の立案および監査業務、国際協力業務、憲法裁判制度発展および法令等の制定・改正業務を遂行する。

財政企画課：主要事業計画の樹立および審査評価、予算の編制・割り当ておよび決算、国会関連業務を行う。

企画監査課：憲法裁判所の中・長期発展計画の樹立および施行、行政事務制度の改善、憲法裁判所諮問委員会の運営、公職倫理、腐敗防止および監査業務を担当する。

法制研究課：憲法および憲法裁判所制度の発展、規則等の制定および改廃の総括、法令質疑への回答、政策研究の提供、『憲法論叢』の発刊、研究活動支援業務を担当する。

国際協力課：憲法裁判所長等の外国訪問、憲法裁判関連国際会議の開催および参席、国際化研修等の計画を樹立・施行し、海外からの来賓訪問の管理、国際

交流協定締結等の外国裁判所との国際交流協力業務を遂行する。

【行政管理局】

庁舎の保安および物品の購入、調達、会計決算、儀典および行事、人事業務、対内・対外交流業務を担当する。

総務課：庁舎の保安、文書の分類・収受・発信等を担当し、資金の運用および会計決算、物品の購入および調達、国有財産の管理、儀典および行事等を担当する。

人事管理課：公務員の任用、服務、懲戒等の人事業務、職員の教育訓練、組織および定員を管理する。

協力行政課：部処（＝省庁）および構成員間の交流・協力の推進、国民との意思疎通の強化、裁判官会議関連業務、提案制度運用等を担当する。

【審判事務局】

憲法裁判所で受理された各種審判事件関連業務を支援する。

審判民願（＝国民による訴えの意）課：審判事件の受理、供託および審判費用に関する業務、民願室の運営、審判廷の管理、情報公開制度の運営等を担当する。

審判事務課:審判事件に関する書類の作成･保管、審判事件送達に関する業務、審判事件統計業務を担当する。

審判制度課:審判事務に関連する規則･内規の制定･改正、『憲法裁判実務提要』の発刊、国家訴訟、国選代理人制度および行政審判制度の運営、憲法裁判決定の事後管理、審判事務に関連する対国会業務、記録物保存および管理業務を担当する。

【情報資料局】

憲法裁判資料等の収集･発刊･管理、情報化事業、図書館運営等を担当する。

資料総括課：憲法裁判所公報・憲法裁判所判例集・憲法裁判所決定解説集等、各種冊子および資料の発刊業務等を担当する。

情報化企画課：憲法裁判情報化の計画樹立および調整、審判および行政業務の情報化、ホームページの開発および運営、保安体制および情報保護システムの構築および運営等、情報化全般に関する業務を担当する。

図書館情報課：憲法裁判所図書館運営、蔵書開発政策の樹立、憲法裁判関連国内外資料の収集、図書館情報化事業推進等の業務を担当する。

【広報審議官室】

憲法裁判所の主要事件および行事を報道資料、ホームページ等を通じて国民等に広く知らせ、各種広報物制作および見学プログラム運営等を担当する。

【憲法裁判所長秘書室等】

憲法裁判所長秘書室：憲法裁判所長秘書室長が責任者であって、憲法裁判所長の秘書業務およびこれに関連する機密に関する事務を管掌する。

憲法裁判所裁判官秘書官：憲法裁判所裁判官の秘書業務およびこれに関連する機密に関する事務を管掌する。

【憲法研究官】

憲法裁判所法に基づき、憲法裁判所長の命を受け、事件の審理および審判に関する調査・研究に従事する。特定職国家公務員として任期は10年、何度でも再任することができる。資格は次のいずれかにあてはまる者である（憲法裁判所法第19条第４項、参照）：

１．判事・検事または弁護士の資格がある者
２．公認された大学の法律学助教授以上の職にあった者
３．国会、政府または法院等、国家機関で４級以上の公務員として５年以上法律に関する事務に従事した者
４．法律学に関する博士の学位を有する者で、国会、政府、法院または憲法裁判所等の国家機関で５年以上法律に関する事務に従事した者
５．法律学に関する博士の学位を所持する者であって憲法裁判所規則で定める大学等、公認された研究機関で５年以上法律に関する事務に従事した者

また憲法裁判所長は、他の国家機関に、その所属公務員を憲法研究官として派遣することを要請することができることになっている。

なお、1991年12月の法改正によって、憲法研究官補制度が導入されている。現在の規定では、憲法研究官の新規採用にあたっては、原則として３年間憲法研究官補として任用したのち採用することとなっている（憲法裁判所法第19条の２第１項）。

研究官は、裁判所長が裁判官会議の議決を経て任用する。

【憲法研究委員】

時間制専門契約職で３年以内の期間を定め、３名が公法学の教授から選任されている。

2007年12月の憲法裁判所法改正で導入された制度である。事件の審理および審判に関する専門的な調査・研究に従事する。中堅として活躍している憲法学

者たちが任命されており、共同部に一人ずつ配属される。研究報告書は作成しないが、専門的な争点事項についての報告書の作成や、討論に参加して助言をすることを業務とする。毎週、共同部別に開催される研究報告討論に参席し、助言を行う。週２日の勤務を義務づけられている[3]。

【憲法研究員】

専門契約職として、公法分野の博士号所持者等を契約公務員として採用することができることになっている。主要国の語圏別に選抜され、ネイティブの水準の翻訳能力が求められ、選抜に当たっては翻訳試験が課される。事件の審理・審判に関する調査を行う。

大体、外国の公法学博士号取得者または外国の弁護士資格取得者で構成されており、事件に関連する外国の立法例、判例、学説の調査等の研究補助業務を行っている[4]。契約は１年ごとに更新される。なお、専門契約職としては、憲法研究員のほかに、法制研究官１名、租税調査官１名がいる（憲法裁判研究院において2013年10月10日に行ったインタビュー調査時点）。

【憲法裁判研究院】

2011年１月１日に、「憲法と憲法裁判に関する研究および教育業務を担う」ために設立された新しい機関である。憲法裁判所法は「憲法ならびに憲法裁判研究および憲法研究官、事務処公務員等の教育のため」の機関と規定している（憲法裁判所法第19条の４第１項）。

院長１名を含む40名以内で構成されるものとされ（同第２項）、初代院長には韓国憲法学界の重鎮で延世大学校名誉教授の許營氏が就任、2013年からは第二代院長として梨花女子大学校法学専門大学院長を務めた金文顯氏が就任している。研究業務については、制度研究チーム、基本権研究チーム、国際調査研究チームの３つの部署がおかれ、また訪問教授受け入れ制度、国外通信員の派遣制度を有している。教育業務については、教育チームがおかれて教育教材作

[3] 정재황「헌법재판소와 공법학계의 협력」김선민・마찬옥編『이강국 헌법재판소장 퇴임기념논문집 憲法裁判의 새로운地平』博英社2013年221頁。憲法研究委員制度については、同論文に詳しい。

[4] 2013年10月のインタビュー調査時には、研究員は５名で、内訳は、米国弁護士２名、米国博士号取得者１名、ドイツ博士号取得者１名、日本博士号取得者１名とのことであった。

成、公務員教育等に携わるほか、企画行政課が教育関連資料の調査・収集・発刊などを行う。前述の2013年10月のインタビュー調査時には、憲法研究官５名が憲法裁判研究院に派遣されていた。

二、憲法研究官の役割

１、憲法研究官の人数と構成

上述の憲法裁判所の機関のなかで日本の調査官に類似した役割を果たすのは、憲法研究官である。憲法裁判所法によれば、事件の審理および審判についての調査・研究に従事する特定職公務員（憲法裁判所法第19条第２項、第３項）とされている。憲法研究官等、事務機構の公務員の定員は「憲法裁判所事務機構に関する規則」の別表で定められている。2013年10月に行ったインタビュー調査当時、研究官は52名で、ほかに他の国家機関から派遣されている研究官（以下、「派遣研究官」と呼ぶ）が20名（判事16名、検事４名）とのことであったが、2015年３月１日現在の資料によると、研究官・研究官補・研究員の配置は、表１のとおりである。なお、派遣研究官の派遣期間は２～３年である。

２、採用方法

憲法研究官は、人事委員会の審議を経たのち、裁判官会議の議決を経て憲法裁判所長が任命することとなっている（憲法裁判所法第19条第４項、憲法研究官人事規則第11条）。任用対象者については、法律知識、法的思考能力、公正性、清廉性、専門性、コミュニケーション能力、品性、適正、公益性等を考慮し、憲法研究官の需給状況に従って任用可否を決定する（同規則第12条）と定められており、憲法裁判所長は任用対象者に、書類審査、筆記試験、面接試験、またはそれ以外の適当な方法により憲法研究官としての適格性の有無を審査することができる（同規則第13条）ことになっているが、通常、筆記試験はなく、書類審査と面接試験を行っている。毎年11月頃に募集することになっている[5]。

３、業務体制

（１）研究部

憲法研究官は、事件についての報告書の作成を主たる業務としており、一般

[5] 憲法裁判所 HP（http://www.ccourt.go.kr/cckhome/kor/main/index.do）、参照。

表１　研究官配置

（2015年３月１日現在）

主席部長研究官	先任部長研究官	専属部	李鎭盛裁判官	第一指定裁判部チーム長	研究官２名（内、判事１名）、研究官補１名	検事１名
			姜日源裁判官		研究官３名（内、判事１名）	
			李貞美裁判官	第二指定裁判部チーム長	研究官３名（内、判事１名）	検事１名
			金昌鍾裁判官		研究官３名（内、判事１名）	
			徐基錫裁判官		研究官３名（内、判事１名）	
			金ニ洙裁判官	第三指定裁判部チーム長	研究官３名（内、判事１名）	検事１名
			安昌浩裁判官		研究官２名（内、判事１名）、研究官補１名	
			趙龍鎬裁判官		研究官２名（内、判事１名）、研究官補１名	
		共同部	１部（自由権部）部長研究官１名	研究官７名（内、判事１名、検事１名、法政処派遣１名）、研究官補１名、研究員１名		
			２部（財産権部）部長研究官１名（判事）	研究官６名（内、判事１名、国税庁派遣１名）、研究官補１名、研究員２名		
			３部（社会権部）部長研究官１名	研究官５名（内、判事１名）、研究官補２名、研究員１名		
		その他	憲法研究委員	３名（大学教授）		
			憲法裁判所長秘書室長	１名		
			行政研究官	２名		

国外長期研修　2013年12月16日～2015年６月15日
大法院派遣　2014年２月24日～2016年２月23日
国外長期研修　2014年２月25日～2015年８月24日
国外長期研修　2014年６月９日～2015年12月８日
国外長期研修　2014年７月28日～2015年７月27日
国会派遣　2014年８月25日～2015年８月24日
育児休職　2014年５月20日～2015年５月19日
育児休職　2014年11月２日～2015年11月１日
国外専門化研修　2014年12月31日～2015年６月30日　（２名）

＊「憲法研究官　配置表」より作成

的な研究業務は行わない。但し、現在は、回り持ちで広報、国際業務等の行政を担当する研究官をおいている（現在２名が担当）。

主たる業務である報告書の作成を担う部署は研究部と呼ばれている。研究部は専属部と共同部から成る（憲法裁判所研究部職制（内規第101号）第２条）。研究部全体を総括するのは、主席部長研究官である。

（２）専属部

専属部は３名の裁判官から成り、それぞれが指定裁判部を構成している。専属部に所属する研究官は、それぞれの裁判官に配属され（同職制第３条）、各裁判官の下で事件の審査を担当する。事件の事前審査が主たる業務である。各裁判官に３名の研究官が配属されているが、第１指定裁判部に属する裁判長には研究官は配属されないことになっている。このため、第１指定裁判部６名、第２、第３指定裁判部は各９名の研究官で一つのチームとなっており、それぞれにチーム長となる研究官がおかれる。指定裁判部に配属された研究官は個別事件の適法性について研究報告書（事件審査報告書）を作成して主審裁判官に報告するほか、比較的平易な事件の報告書を作成する。通常、報告書作成を担当した研究官（「担当研究官」と呼ばれる）が決定文の案を作成する。専属部全体を総括するのは先任部長研究官である。

大学教授が契約職として担当する憲法研究委員は、通常、事前審査手続には参与しないが、裁判官が特別に専門的な争点について助言を求めたり、研究報告を依頼することは可能である。

（３）共同部

内規では、共同部は、個別の裁判官に配属されていない研究官等によって構成され、必要に応じて専門分野別に複数おくことができる（同職制第４条）こととされており、現在、三つの部があり、各部に部長研究官がおかれている。それぞれの部の担当分野は下記のとおりである。

第１部（自由権部）・・・選挙、私生活、政治的基本権、刑事関係　等
第２部（財産権部）・・・租税、財産権、民事関係　等
第３部（社会権部）・・・労働、教育、環境、社会保障　等

共同部は、先例のない事件、複雑な事件、慎重な審査を要する事件を担当することとなっている。全員裁判部で議論される事件は、原則的に共同部所属研究官に割り当てられる。部長研究官は、自らの部の所属研究官に事件を配当し、担当研究官を決める。共同部で事件を受け持つこととなった担当研究官は報告

書の原案を作成し、自分の属する共同部に開陳してそこで討議を行う。共同部の討議、主席部長研究官への報告を経て、研究報告書を作成し、主審裁判官[6]に報告する。なお、前述の憲法研究委員３名は、１名ずつ共同部の各部に配属されている。憲法研究委員は、研究報告書は作成しないが、毎週[7]共通部別に開かれる研究報告討論に参席して助言を行い、場合によっては争点事項について意見書を作成することもある。

４、判決形成に対する役割等

（１）研究報告書の作成

担当研究官は、前述のように、共同部の討議と主席部長研究官の検討を経た研究報告書を主審裁判官に報告する。研究報告書には討議結果と討議意見を添付して提出しなければならず、必要な場合には共同部又は主席部長研究官の検討意見が添付される（2012年の共同部運用方案による）。研究報告書には、採択可能な様々な案が提示され、大体の場合は担当研究官の意見が結論に付記される。判例変更が必要であると考える場合、担当研究官は、関連判例がある場合には先例分析を行い、合憲論、違憲論等の立場に従って論拠を提示し、個人の意見として先例変更の必要性を付記する。

研究官が作成した個別事件の研究報告書は、裁判官の評議の基本資料とされる。裁判官の評議においては研究報告書に反映されていない新たな方案を模索する場合もあるが、その場合にも裁判官の指示を受け、研究官が該当する争点について再度、研究報告書を作成することが多い。

なお、裁判官の評議には研究官は立ち会わず、評議議事録も作成されない。

（２）決定文の作成

---

[6] 主審裁判官は、裁判所長を除く８人の裁判官でくじをひき、順番を決めて、どの事件の主審となるかを決めることになっている。本文で述べたように、主審は裁判官の評議にかけるための研究報告書を研究官に作らせる。主審が納得した研究報告書ができたら裁判官評議に出し、説明する。裁判所長は司会をし、主審になることはない。

[7] 임송학「헌법연구관 파견 근무를 마치고」법제 2009.7（http://www.moleg.go.kr/common/print.jsp、電子版のため頁数記載無）によると、週１回開かれている。なお同論稿は、法制処から派遣された研究官が２年間の勤務を振り返ったものである。

担当研究官は、裁判官から決定文初校の作成を指示された場合、共同部の討議を経た後、決定文の原案を作成し、主席部長研究官または先任部長研究官の検討を経て、主審裁判官に報告する。決定文は、主審裁判官の検討を経て初校が確定されることになる。主審裁判官が原案を作成することもあるが、通常、研究報告書を作成した担当研究官が主審裁判官の指示を受けて作成する。

（3）個別意見の作成

憲法裁判所の終局決定においては、審判に関与したすべての裁判官が意見を明らかにしなければならないことになっている（憲法裁判所法第36条第３項）。各裁判官は個別意見を書く際には、自分の意見に近いと考えられる共同部の研究官または自分の下の専属部研究官に意見の原案を書かせることが多い。

（4）決定解説

憲法裁判所が主要決定について出す『憲法裁判所決定解説集』に掲載する解説は、通常、事件の研究報告書を作成した研究官に依頼されている。主要決定の判例解説集は、憲法裁判所の印刷物およびホームページ上で公開されている。

三、研究官制度の歴史と変化

憲法裁判所は、裁判所長の在任期間を区切りとして１期、２期・・・と区分され、現在は第５期と呼ばれている。韓国の憲法裁判所は、1988年の設立以降、民主化後の韓国を象徴する機関として注目され、事件処理件数も急速に増大してきた。これに合わせる形で研究官の業務体制も変化してきている（表２、参照）。

自身も憲法研究官の経験がある憲法学者の鄭宗燮[8]は、第４期の李康國裁判所長[9]時代に研究官制度が改変し、現在の制度が固まったことを指摘してい

[8] 鄭宗燮は、韓国の司法改革によるロースクール設立以前には数少なかった法曹資格を有する憲法学者で、ソウル大学の憲法学教授であったが、2014年７月に安全行政部長官に就任した。

[9] 鄭宗燮は、李康國裁判所長は歴代裁判所長の中でも憲法学の博士号を取得した人物であり、その憲法に対する識見が改革につながったと思われることに言及している（정종섭「이강국 헌법재판소와 한국 헌법재판의 새 지평」김선민・마찬옥編前掲『이강국 헌법재판소장 퇴임기념논문집 憲法裁判의 새로운 地平』９頁）。

表２　研究官職制の変化

第１期	曺圭光裁判所長	1988.9.15. ～ 1994.9.14	現在の専属部にあたる専属組のみを設置し、必要な場合に共同研究を行った。当初は研究官は裁判官ごとに１人、途中から裁判部別に裁判官を補佐するようになった。
第２期	金容俊裁判所長	1994.9.15 ～ 2000.9.14.	裁判官ごとに２～３名を配置した。２期後半から主要事件については研究官討論を行うこととなった。
第３期	尹永哲裁判所長	2000.9.15 ～ 2006.9.14.	専属組のほかに共同組を作った。共同組は①財産権、②刑事権＋重要な事件の二つに分かれて担当した（※2）。名称を専属部、共同部と変更した。専属部は当初は事前審査のみを担当したが、共同部の仕事が増えたので、その後、本案も補完的に行うようになった。
第４期	李康國裁判所長	2007.1.22. ～ 2013.1.21※1	専属部は、初期には裁判官に１名ずつついて事前審査のみを行ったが、中期には簡単な事件の研究報告書も作るようになり、３名ずつの構成となった。共同部は、最初は、①自由権、②財産権、③社会権に分かれていたが、その後、①自由権Ⅰ、②自由権Ⅱ、③財産権、④社会権の４つに分かれた。現在の共同部の報告体系が作られた。
第５期	朴漢徹裁判所長	2013.4.12. ～現在※1	専属部３部、共同部３部（①自由権、②財産権、③社会権）の構成となった。専属部は１人の裁判官に３名ずつつき、指定裁判部の事前審査および簡単な事件の研究報告書を作る。

※1　第４期および第５期の裁判所長については人選が難航し、前任者の退任以前に候補が決まらなかったため、空白時期がある。
※2　但し、この時期、韓国ではロースクールが設置されることになり、４～５名の研究官が一挙に退職してロースクールに移ったため、共同組は一つに統合されることとなった。

表３　研究官一人当たりの事件処理件数

年　度	事件処理件数	研究官数	研究官一人当たり処理件数
2009	1545	57	27.1
2010	1670	61	27.4
2011	1428	61	23.4
2012	1661	62	26.8
2013年８月	1036	64	16.2

※憲法裁判所「(2013年) 法制司法委員会要求資料１」169頁
本資料は国政監査時に法制司法委員会に提出されたものと思われる。国会図書館の電子資料としてPDFで閲覧可。

る[10]。研究官制度を裁判官の個人的な補佐から事件についての研究に力を集中させる方向へと強くシフトさせ、研究力強化システムを構築することが李康國裁判所長の改革の主眼であったとされる。この第４期の研究部組織の改編によって、従来の研究部長（地方法院部長判事級）単独管理体制から、高等法院部長判事級の主席部長研究官１人と地方法院部長判事級の部長研究官３人を置く現在の方式に変更されており、研究委員制度も導入されている[11]。また、研究報告書の水準を向上させるために、担当研究官が作成した研究報告書について部長研究官、主席部長研究官がそれぞれ検討意見を付記するようにして重層的な検証システムが整えられたのもこの時期であった。さらに、研究官の研究力強化のために、業務について実質的な評定を行う研究官評定委員会（裁判官３人と事務処長で構成）を設置し、業務評価を行う[12]、従来からあった海外長期研修以外に憲法裁判の先進国である合衆国最高裁とドイツ連邦憲法裁判所に憲法研究官たちを派遣して実務研修教育を行うといった改革も行われている[13]。行政業務強化の観点からの改革としては、第４期に、企画調整室長、憲法裁判

[10] 정종섭前掲「이강국 현법재판소와 한국 헌법재판의 새 지평」７頁以下、参照。
[11] 研究委員制度導入については、정재황前掲「헌법재판소와 공법학계의 협력」217頁、参照。
[12] 정종섭前掲「이강국 현법재판소와 한국 헌법재판의 새 지평」10頁によれば、段階的に評定を行うこととなっており、研究報告を受ける主審裁判官が報告書の水準を第一次的に評価し、部長研究官、主席部長研究官の順に研究官の研究業務を評価した後、評定委員会で評点をつけることになっている。
[13] 同。

所長秘書室長、広報官等、憲法裁判経験が必要な事務処の職に研究官を任命する方式が導入された[14]。

おわりに―今後の展望

憲法研究官制度は、当初、大法院の裁判研究官制度を主たるモデルとし、外国の制度を参照しつつ作られたといわれている。但し、大法院の裁判研究官は、主として10年以上の経歴をもつ法官（但し、専門職研究官もいる）であり、キャリアアップの一環として数年間大法院で働くという日本の調査官制度と類似した形式をとっているのに対し、憲法研究官はほとんどが専属の研究官であるという点に特徴がある。憲法研究官は、高度な法学の専門知識を要するため、博士号取得者または職務のかたわら大学院の課程に在籍し学位取得を目指す者もいる。憲法裁判所の裁判官の任期は６年でこれまではほぼ再任なしの慣行があり、また裁判官資格には弁護士資格が要件とされているため、現在までのところ全員が法曹出身である。このため、裁判官たちは優秀な法曹ではあっても憲法訴訟に関連する知識・経験が必ずしも豊富なわけではないという問題があることが指摘されてきた。そのような中で、任期10年を超えても再任される慣行となっている研究官が憲法裁判所において果たす実質的な機能は大きくなってきているといえる。

三でみたように、憲法研究官たちが働く研究部の制度は試行錯誤の中で変遷し、今日の形態が構築されてきた。憲法研究官の職に対する人気は近年急速に高まっている。2012年の報道によれば、同年の採用の際の競争率は51倍であった[15]。こうした人気の背景には、ロースクール設立に伴う志願者増のほか、研

[14] 同。

[15] 임송학 前掲「헌법연구관 파견 근무를 마치고」では、研究官には司法研修院終了後すぐに応募する者が大半ではあるが検事や判事として勤務した後あるいは法学博士号を取り憲法研究員を務めた後に研究官の応募する者もいることを紹介し、2009年上半期に３名募集したのに対し50余名もが応募して人気が高まっていることに言及している。2012年には、좌영길「헌법연구관 채용 경쟁률 51대 1로 사상 최고치… 로스쿨 첫 졸업생 배출 원인」インターネット法律新聞2012年１月６日記事（https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?Serial=61551）が、６名募集に306名が応募したことを伝えている。この記事では、この年は韓国で初めてロースクール出身者が求職した年であったた

究官が判事と同一の職階でこれに準じた給与を受けること、判事・検事のような移動がないこと、憲法裁判所の決定文作成にあたって実質的に「準憲法裁判官」的な仕事をすることができるといった要因があると指摘されている[16]。憲法研究官職の倍率が高くなってきていることは、結果的に研究官の質のさらなる向上ひいては憲法裁判自体の質の向上にも繋がるものと考えられる。憲法の専門家としての憲法研究官の役割が大きくなれば、将来的には研究官経験者から憲法裁判所裁判官が輩出される可能性もあるであろう。

しかしながら実は、これまで研究官たちは平均約６年で大学等に転出してしまうという状況にあり[17]、ベテラン研究官の数が少ないこと、せっかく経験を積んだ研究官が定年まで勤めず大学等に流出することについては、これを危惧する声が強い。特にロースクール設立に伴って研究官が相次いでロースクールに転出したことは憲法裁判所にとって大きな痛手となった。研究官職への人気が高まっていることはこうした状況を変化させる可能性もあるが、研究官たちをいかに繋ぎ止めておくかは憲法裁判所にとって重要な課題である。但し、このことは必ずしも負の側面のみを持つものではないようにも思われる。韓国の憲法裁判所にはそもそも学界との強いつながりがある。本稿で紹介した憲法委員が公法学者から選任されていることもそのひとつの現れであるが、憲法裁判

め、応募が急増したとされているが、応募者の内訳はロースクール卒業予定者150名、旧司法試験による司法研修院生104名、弁護士等の経験がある者52名となっており、法曹経験者の応募も増えている（同記事では、前年の募集で13.6倍（８名募集に109名応募）であったことも紹介されている）。

16 이해성「'헌법재판소 연구관' 경쟁률 치솟는 까닭은…」インターネット韓国経済2009年12月14日記事（http://www.hankyung.com/news/app/newsview.php?aid=2009121477831&intype=1）、参照。なお、同記事では、勤務地の移動がないことから特に女性に人気があり、記事掲載当時の最近５年間で採用された23名中14名が女性であったと紹介している。

17 こうした統計は、毎年の国政監査時に憲法裁判所が国会の法制司法委員会に提出する資料に含まれており、その内容のいくつかは国会図書館の電子資料として PDF で閲覧できる。2014年12月31日に退任した崔甲先氏が、憲法研究官として60歳の定年（＝任期10年更新可で勤務し続けた場合の定年）まで勤め上げた初めてのケースであった（이승윤「[인터뷰] 헌법연구관 첫 정년퇴임 최갑선씨」インターネット法律新聞2015年１月27日付記事　https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?Serial=90513、参照）。

所の主宰する憲法実務研究会等に公法学者が会員として参加し、憲法裁判所の刊行物に執筆する、韓国公法学会等の公法系の学界を憲法裁判所大講堂で開催する、といったことが従来から行われてきていた。憲法裁判所内の研究会活動等を通じての研究官と学者の交流は、双方の研究力を切磋することに繋がる。さらにロースクール設立後は、学生の実務能力の向上のために憲法裁判所が学会との協調を意図し、2012年には初めて模擬裁判競演大会が憲法裁判所と韓国公法学会の共同で開催されるといった試みも行われた[18]。2010[19]年に設立された前述の憲法裁判研究院も研究機関として学界と実務を橋渡しする役割を果たしている。憲法裁判実務経験のある研究官がロースクールの教授となることも、こうした憲法裁判所と学界の連携の中で、一面では次代の研究官養成にとって重要な役割を果たし得るのではないかと考えられる。

韓国では、憲法裁判所の裁判官に弁護士資格が必要とされることが高度な憲法学の識見を有する公法学者の憲法裁判官任用を阻み、現行憲法裁判所制度の欠点となっていることがしばしば指摘されてきた。しかし、研究官を始めとする憲法裁判所における裁判官補佐の一連の制度の整備・発展は、今日、この点を補うものとして機能し、実務と学界との間の一定の連携・循環を生み出していると捉えることができるであろう。

※本稿の内容は、主として2013年10月10日に憲法裁判研究院で行ったインタビュー調査に基づくものである。インタビューにご協力頂いた憲法裁判研究院の裵輔允研究教授部長並びに孔眞成教授には、この場を借りて厚くお礼を申し上げたい[20]。

---

[18] 정재황前掲「헌법재판소와 공법학계의 협력」227頁、参照。

[19] 정종섭前掲「이강국 헌법재판소와 한국 헌법재판의 새 지평」11頁、参照。

[20] 裵輔允氏は長く憲法研究官を務めてきた人物で、インタビュー調査時、研究教授部長として憲法裁判研究院で院長に次ぐ地位にあった。また孔眞成教授はドイツで法学博士号を取得し、憲法研究員を務めた後、現職に就いている。孔教授からはインタビュー前に送った質問に書面での詳しい回答を頂いたほか、表１等で用いた貴重な憲法裁判所の資料、注に引用したいくつかの関連学術論文の複写も頂いている。本稿の内容は、注で引用した文献以外は、すべてインタビュー調査に基づくものである。